

2020年 6月24日

**<重要>「新型コロナウイルス感染症に対する本学活動基準」<レベル1>  
への移行について**

豊橋技術科学大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部

新型コロナウイルス感染症は、東京都一部首都圏、北海道等では、引き続き、確認されているものの東海地区、愛知県の新規感染者は少数（感染経路不明者も少数）であり、豊橋市では感染者は4月下旬から確認されていません。

また、政府及び愛知県が外出自粛の段階的緩和の目安として掲げていた都道府県を跨ぐ移動は、6月19日から全面解除されました。

これらの状況を踏まえ、大学として**感染拡大防止等を徹底しつつ、教育・研究活動等を進めていくため**、一部、活動基準レベル1の項目の内容を見直し、**6月24日から「レベル2（中度警戒）」から「レベル1（警戒）」に移行することとしましたので、お知らせします。**

ただし、課外活動については、もうしばらくの間、活動基準レベル2の内容により運用していくこととします。

なお、附属図書館、研究所、センター等の施設利用については、6月24日以降、順次、レベル1に移行していくこととなります。

国内の新型コロナウイルスの感染状況からもわかるとおり、**新型コロナウイルス感染症は、決して収束したわけではなく、大学として第2波を引き起こさないよう、引き続き、構成員の皆さんが意識をもって、新しい生活様式等の実践を徹底し、感染防止及び感染拡大防止に努めるようよろしくお願いします。**

※今後の愛知県を始め国内の感染状況、国、愛知県からの要請等を踏まえ、活動基準レベルを変更することがありますので、ご承知おきいただくとともに、その際には、速やかに、ホームページやメール等により、周知します。

**【豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準（6月24日改定）**

([https://www.tut.ac.jp/docs/200624ki\\_jyun.pdf](https://www.tut.ac.jp/docs/200624ki_jyun.pdf))

項目	レベル	活動基準の内容
【授業】	レベル1	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し、遠隔授業と対面授業を併用して、授業の実施 ・対面授業、実験実習 →身体的距離の確保1m目安

【研究室等の教育研究活動等】	レベル1	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し、必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨
【事務職員の業務】	レベル1	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し、ほぼ通常のどおり勤務 ・時差出勤の活用推奨、在宅勤務の活用推奨、別室の活用推奨
【課外活動】	レベル2 (当分の間)	●感染拡大防止措置の上 ・活動前の健康チェック（倦怠感・息苦しさ・発熱がないことの確認）及び新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、課外活動の実施 ・許可制の継続
【学内会議】	レベル1	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し、必要な会議の実施 ・オンライン・メール会議の積極的活用
【出張等】	レベル1	●感染拡大防止措置の上 ・新しい生活様式等の実践を徹底し、流行地域への不要不急の出張・旅行は慎重
【施設利用・構内入構】	レベル1	●感染拡大防止措置の上 <学生・教職員、学外者> ・新しい生活様式等の実践を徹底し、施設利用・構内入構 <図書館, 研究所, センター> ・新しい生活様式等の実践を徹底し、施設開館

#### <補足>

##### 【出張等】

- ・流行地域への不要不急の出張・旅行は、当該地域の感染状況等をみつつ、慎重に判断してください。流行地域は、東京都等一部首都圏、北海道とし、流行地域の出張等された方に求めていた「通勤する居住地に戻ってからの2週間の外出自粛、在宅勤務」は、解除します。
- ・なお、6月23日以前に流行地域への出張等により2週間の外出自粛、在宅勤務に該当する方についても、6月24日をもって解除とします。
- ・また、出張等された方は、引き続き、新しい生活様式の実践例に示された体温測定等健康状態及び行動の内容（出張等時含む、対面者、施設等の滞在時間、マスクの有無等）を必ず記録願います。

\* 厚生労働省で開発された「厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ」も自分をまもり、大切な人をまもる手段の一つといわれています。一度、ご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

##### 【施設利用・構内入構】

- ・図書館等の施設利用については、当該施設のHP等により確認願います。
- ・引き続き、学外者の入構に当たっては、打合せ、物品納入、工事施工、取材等の責任者が責任をもって、必ず、来訪者について、記録、保管願います。